

平成28年 8 月18日

平成28年 6 月 6 日から 7 月15日までの間の豪雨災害
による営農再開の資金に係る保険料率の特例措置の
適用について

平成28年 6 月 6 日から 7 月15日までの間の豪雨による災害につきましては、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき、激甚災害として指定されました。当該災害により被害を受けられました皆様方には、心からお見舞い申し上げます。

独立行政法人農林漁業信用基金（農業信用保険業務）では、今般の平成28年 6 月 6 日から 7 月15日までの間の豪雨災害により被害を受けられました農業者等の皆様方に対し、施設の復旧などに取り組むために必要な資金について、保険料率を低位とする特例措置を適用することとしましたので、お知らせします。

問い合わせ先：独立行政法人農林漁業信用基金

農業管理室 毛利、前多

電話　： 0 3 - 3 2 9 4 - 4 4 8 3

F A X　： 0 3 - 3 2 9 4 - 3 1 4 0